

利害関係者 Q & A

(下線部が追加・修正となった部分)

利害関係者の定義

【利害関係者全般】

問 政治家は利害関係者に該当するのか。

答 政治家は、通常は倫理規程第2条第1項各号のいずれにも該当しないので、利害関係者に該当しない。

問 「事業」の定義について、営利を目的とするものに限定し、公益法人が行う事業は含まれないと解釈してよいのか。

答 第2条第1項第1号の「事業」は営利を目的とするものに限定されず、公益法人が行う事業も含まれる。第2条第1項第6号の「事業」は、営利を目的とするものに限られる。

問 許認可等、不利益処分、行政指導については、行政手続法第2条の定義に当てはまるものであれば、同法第3条で同法第2章から第4章までの規定が適用除外されているものについても、その相手方が利害関係者に含まれるものと解釈してよいのか。

答 そのような解釈で差し支えない。

【契約】

問 利害関係者に該当する事業者の中でも、例えば営業部門と契約部門等、部門によって利害関係者かどうか分けて判断することは可能なのか。

答 利害関係者である企業の全従業員が利害関係者になるわけではなく、一般には職員の所掌事務に関係する部門の従業員が当該職員の利害関係者となる。

ただし、職員の所掌事務とは関係しない部門の従業員が特命を受けて企業の利益のために職員と接触するような場合には、所属する部門にかかわらず、職員の利害関係者となる。

また、利害関係者である企業の従業員で通常は職員の属する官庁に接触しない部署に勤務する者に対して、接待や借財を職員がその権限を背景にして強要する場合にも、その従業員はその職員にとっての利害関係者となる。

問 契約履行の監督、検査の事務も第2条第1項第7号の「契約に関する事務」に該当するのか。

答 該当する。したがって、これらの事務に携わる職員にとって、契約関係にある事業者等は利害関係者となる。

問 用地交渉のように国の側から契約の申込みをする契約の相手方は、いつの時点から契約担当職員の利害関係者に該当することとなるのか。

答 契約のための交渉から契約締結までの間は利害関係者には該当せず、契約の締結から債権債務関係の終了までの間、利害関係者に該当することとなる。

【3年間の利害関係者みなし】

問 自己都合により退職した職員が1年後に別の国の機関に採用された場合、自己都合退職前に在職した官職に係る利害関係者は、引き続き自らの利害関係者とみなされるのか。

答 自己都合により退職する前に在職した官職に係る利害関係者は、再び職員となった後には利害関係者とはみなされない。

利害関係者との間における禁止行為

【金銭、物品等の贈与】

問 利害関係者からなま物が送られてきたので返送したが、相手方が不在で連絡がつかず、腐りかけてきたため、配達業者が再度当方に戻してきた場合、どのような措置をとればよいのか。

答 いったん返送したことにより必要な措置は講じたものと考えられるため、適宜処分して差し支えない。

問 結婚披露宴に利害関係者を招待して、その利害関係者が持参する祝儀を受け取ること
はできるのか。

答 利害関係者からの祝儀を受け取るとは禁止されている。しかし、その利害関係者との間で私的な関係がある場合には、祝儀の受領が認められる場合がある。

問 職員の婚約者が勤めている会社がその職員にとって利害関係者に該当する場合、結婚披露宴で婚約者の上司・同僚等から祝儀を受け取るとは倫理規程で禁止されているのか。

答 祝儀に名を借りて職員に法外な金額を渡すものでない限りは、差し支えない。

問 職員の親が所管業界の業者である場合において、親の葬式の際に同業者組合の者（職員にとっては利害関係者に当たる。）から香典が贈られた場合はどう考えるか。

答 当該香典が、親との関係に基づき出されたものであるのか、それとも職員との関係に基づいて出されたものであるのかなど、個別の事例に即して判断する必要がある。
職員との関係に基づいて出されたものでなければ受け取って差し支えない。

問 弔電を受け取ることは禁止されるのか。また、弔電にふくさ等の付属品がついているものについてはどうか。

答 弔電を受け取ることは物品の贈与を受けることには該当しない。また、付属品についても、高価なものでない限りは受け取って差し支えない。

【共に飲食をすること】

問 職員が結婚披露宴に招待されて出席したところ、その職員にとって利害関係者に該当する者も出席していることに気付いた。このような場合も、倫理規程で禁止されている「利害関係者と共に飲食をすること」に該当するのか。

答 そのようなケースは、倫理規程の禁止行為には該当しない。

問 国際会議の公式日程に組み込まれているホスト国主催の晩餐会に職員が招待されているが、その招待者の中には、当該職員にとっての利害関係者に該当する者も含まれている。このような晩餐会に出席することは、倫理規程の禁止行為に該当するのか。

答 そのようなケースは、倫理規程の禁止行為には該当しない。

問 外国政府との間の合意に基づく両国間の交流のための会合又は国際会議のワーキンググループの会合の公式日程に、所管の特殊法人又は会合開催地の自治体（いずれも利害関係者に該当）主催の多数の者を招待した晩餐会が組まれている。自己の費用を負担せずに、この晩餐会に出席することは倫理規程の禁止行為に該当するのか。

答 そのような晩餐会に出席することは、倫理規程の禁止行為には該当しない。

問 職員が、外国政府の大使から公邸での夕食会に招待されたところ、その職員にとって利害関係者に該当する者も当該夕食会に招待されていた。倫理規程上、この夕食会に出席することは可能か。

答 職員は、外交儀礼上、専ら大使と共に飲食をする意思であるから、利害関係者が同席していても出席することは可能である。

問 利害関係者に該当する所管の財団法人等が主催する、国際的に高い評価の確立している賞の記念パーティーに招待されているが、自己の費用を負担せずに出席することは倫理規程の禁止行為に該当するのか。

答 そのようなパーティーに出席することは、倫理規程の禁止行為には該当しない。

問 大臣秘書官（事務取扱）が大臣の会食等に随行する際、大臣の会食の相手が大臣秘書官にとっての利害関係者である場合には、大臣秘書官は倫理規程違反となるのか。

答 大臣秘書官が職務として大臣の出席する会食に同席するケースについては、倫理規程の禁止行為には該当しない。

【遊技・ゴルフ】

問 OBと現役とが集まってゴルフコンペを行っているが、この中には所管の法人に再就職したOBも含まれている。これは禁止対象となるのか。

答 30名程度以上の者が参加するコンペに数名の利害関係者が含まれているようなものについては、職員が利害関係者と同じ組でプレーすることを意図して参加するような場合を除いては、行って差し支えない。

問 職員が、ゴルフ場が主催する月例コンペに参加しようとしたところ、参加者の中に当該職員にとっての利害関係者に該当する者が含まれていることがわかった。このコンペに参加することは倫理規程で禁止されているのか。

答 このコンペに参加することは、「利害関係者と共にゴルフをすること」には該当しない。

禁止行為の例外

【立食パーティー】

問 大広間で行われる50人以上の者が出席するパーティー（着席形式で座席指定なし）に招待されているが、そのパーティーには利害関係者も出席することが分かっている。立食パーティーではないので、出席することは倫理規程違反となるのか。

答 そのようなパーティーは立食パーティーに準ずるものと認められるので、出席することは差し支えない。

【会議・打合せの際の飲食】

問 第7号の「会議において」と第8号の「会議その他打合せのための会合の際における」の「おいて」と「際における」に違いはあるのか。

答 「会議において」の場合は、会議と一体のものであることが必要となる。典型的には会議の場で行われる弁当であり、会議と一体の行事として隣の部屋で行われる懇談会くらいまでは許容される。「会議その他打合せのための会合の際における」の場合は、最初からレストランで会合を持つ場合や会議終了後に近隣の飲食店で飲食を共にするような場合も含まれる。

問 地震等の被災地の復旧作業のために現地入りしている職員（被災地の市が利害関係者に該当する。）が、災害対策本部でその市から弁当の提供を受けることは、倫理規程に違反するのか。

答 職員が職務として災害対策に従事している際、業務遂行の合間に弁当など簡素な飲食物の提供を受けるケースについては、倫理規程の禁止行為には該当しない。

【私的な関係による例外】

問 利害関係者に該当する者も出席する場合は、大学や高校の同窓会にも出席できないのか。

答 大学や高校の同窓会に出席する者同士の関係は、倫理規程第4条第1項の「私的な関係」に該当するので、国民の疑惑や不信を招くものでなければ、同窓会に出席して差し支えない。

問 職員が所属する省庁の所管業界の会社に勤務する大学時代の友人から親の葬式の際に香典をもらうことはできないのか。

答 倫理規程が定める「利害関係者」は個々の職員ごとに判断されるので、その職員の所掌事務からみて、職員にとってその友人が利害関係者に該当しない場合は、香典を受け取ることは差し支えない。

その職員にとってその友人が利害関係者に該当する場合でも、大学時代の友人は倫理規程第4条第1項の「私的な関係」に当たるので、親しい友人から社会通念上過剰でない額の香典を受け取ることは差し支えない。

問 職員が所属する省庁の所管業界の会社に勤務する大学時代の友人と一緒に夜の飲み会に行くことはできないのか。

答 倫理規程が定める「利害関係者」は個々の職員ごとに判断されるので、その職員の所掌事務からみて、職員にとってその友人が利害関係者に該当しない場合は、その者と一緒に夜の飲み会に行くことは、原則として自由にできる。

その職員にとってその友人が利害関係者に該当する場合でも、大学時代の友人は倫理規程第4条第1項の「私的な関係」に当たるので、国民の疑惑や不信を招くものでなければ行って差し支えない。

問 法律を作る際にしばしばヒアリングをした企業の当事者と懇意になった場合で、この者が職員にとって利害関係者に該当する場合に、この者と仕事を離れてプライベートに懇親会を持つことは倫理規程上できるのか。

答 この企業の者との関係は、仕事上知り合った関係なので、倫理規程第4条第1項の私的な関係」には該当しない。このため、共に飲食をしようとする場合は、自己の費用を負担する必要がある（夜間の場合には倫理監督官の許可が必要となる）。

問 職員がかつて仲人をしてもらった上司が、退職して当該職員が担当する法人に再就職して利害関係者となった。この職員は、それまで行っていた仲人宅を正月に訪問して食事をよばれることもできなくなるのか。

答 仲人をしてもらった関係は、倫理規程第4条第1項の「私的な関係」に該当するので、国民の疑惑や不信を招くものでなければ食事をよばれて差し支えない。

利害関係者との間で「できる事」「できない事」

飲食関係

(1) 次の場合には国家公務員が自分の分の費用を負担しなくても利害関係者と飲食できます。

多数の者が出席する立食パーティーでの飲食

例：所管業界の賀詞交換会に出席するような場合

職務として出席した会議での簡素な飲食

例：午前・午後にまたがる会議で、お昼時に一旦会議が中断され、会議室で弁当が利害関係者より提供され、出席者が共に飲食するような場合

利害関係者以外の者が主催する公的な性格を有する儀礼的な会合でたまたま利害関係者と一緒になった場合の飲食

例：外国政府の大使主催の外交儀礼的な晩餐会でたまたま利害関係者と一緒になるような場合

：国際会議に出席した際、公式日程の食事会で利害関係者と一緒になるような場合

：国際的な賞の記念パーティーでたまたま利害関係者と一緒になるような場合

親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者との飲食（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限ります。）

例：学生時代から懇意にしている先輩からご馳走してもらうような場合

(2) 次の場合には国家公務員が自分の分の費用を負担すれば利害関係者と飲食できます。

朝又は昼に行う飲食

例：朝食をとりながら行われる所管企業の者も入った勉強会に参加するような場合

：昼食時に所管企業の者と意見交換するような場合

夜に行う飲食で職務として出席した会議・打合せ等の際の簡素な飲食

例：会議終了後、出席者同士で会議場の近隣の飲食店で簡素な飲食を行うような場合

夜に行う飲食で倫理監督官の許可を得た飲食

例：倫理監督官の許可を得て夜に食事を共にしながら所管業界の者との意見交換するような場合

同じ部局等で勤務した関係にある者との飲食（利害関係者以外の者を含む多数の者が出席するものに限りです）

例：〇〇課OBの忘年会へ参加するような場合

同じ研修を受講した関係にある者との飲食（利害関係者以外の者を含む多数の者が出席するものに限りです）

例：かつての研修同期の懇親会へ参加するような場合

親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者との飲食（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限りです。）

例：大学のクラス会に出席し、利害関係者であるかつての同級生と共に飲食するような場合

（３）上記以外は、原則として、利害関係者とは飲食できません。

金銭・物品等の贈与関係

（１）次の場合には利害関係者から、金銭・物品等の贈与を受けることができます。

広く一般に配布するための宣伝用の物品・記念品を受け取ること

例：社名入りのテレホンカード、企業の創立〇〇周年を記念して作成された書籍を受け取るような場合

婚約者の上司・同僚等が利害関係者に該当する場合に、結婚披露宴でその上司・同僚等から祝儀を受け取ること

その省庁が資料提供等の協力を行って、利害関係者に該当する財団法人等が出版した書籍等を、執務参考資料とするために所定の手続きをとって組織として受け取ること

親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者から、金銭・物品等の贈与を受け取ること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限りです）

例：親の葬儀に際し、学生時代からの友人から香典を受け取るような場合

（２）上記以外は、原則として、利害関係者から、金銭、物品等の贈与（せん別、祝儀、香典、供花を含みます）を受けることはできません。

金銭・物品の貸付け関係

(1) 次の場合には利害関係者から、金銭・物品等の貸付けを受けることができます。

金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付けを受けること

職務として利害関係者を訪問した際に、利害関係者から提供される物品を使用すること

例：検査のための訪問先で、筆記用具や電話を使用するような場合

親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者から、金銭・物品等の貸付けを受けること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限ります）

(2) 上記以外は、原則として、利害関係者から金銭・物品等の貸付けを受けることはできません。

サービスの提供関係

(1) 次の場合には利害関係者から、無償でサービスの提供を受けることができます。

職務として利害関係者を訪問した際に、バスやタクシーが利用困難な場合や限られた時間で多くの場所を訪ねる必要がある場合など、合理的な理由があるときに、利害関係者の社用車などを利用すること

親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者から無償でサービスの提供を受けること（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限ります）

(2) 上記以外は、原則として、利害関係者から無償でサービスの提供を受けることはできません。

ゴルフ関係

(1) 次の場合には国家公務員が自分の分の費用を負担すれば利害関係者と共にゴルフをすることができます。

会員となっているゴルフクラブでプレーする際、ゴルフクラブの指定によりたまたま利害関係者に該当する会員と一緒に組になる場合

所属部局のOB会のゴルフコンペ（参加者が多数で利害関係者に該当するOBが数名の場合）でたまたま利害関係者に該当するOBと一緒にする場合

同郷の者が広く会員となっている団体（県人会、同郷会等）のゴルフコンペ（参加者が多数で利害関係者に該当する会員が数名の場合）でたまたま利害関係者に該当する会員と一緒にいる場合

親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者と共にゴルフをする場合（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限ります）

*この場合は、自分の分の費用を負担しているかどうかは問いません。

（２）上記以外は、原則として、利害関係者と共にゴルフをすることはできません。

旅行関係

（１）次の場合には利害関係者と共に旅行をすることができます。

公務出張の際に、利害関係者が調査団の一員として同行したり、説明員として随行したりする場合

職務として民間団体主催の泊まり込みの研修会に参加したところ、参加者の中に利害関係者がいた場合

旅行会社が主催するツアーに参加したところ、たまたま参加者の中に利害関係者がいた場合

親族、学生時代の友人など、私的な関係がある利害関係者と共に旅行をする場合（利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等により問題がない場合に限ります）

（２）上記以外は、原則として、利害関係者と共に旅行をすることはできません。

過度の供応・つけ回し

利害関係者でなくても通常一般の社交の程度を超える供応接待や財産上の利益の供与を受けることや、飲食物の料金等をその場に居合わせない事業者等に支払わせることはできません。